

荒木 尚編

新勅撰和歌集

△永青文庫本▽

古典文庫

荒木 尚編

新勅撰和歌集

△永青文庫本▽

古典文庫

古典文庫第四一六冊◎

不許覆刻

昭和五十六年五月二十日印刷發行

非売品

新勅撰和歌集

編者 荒木 尚

発行者 吉田 幸一

印刷者 白橋印刷所

発行所

114

東京都北区西ヶ原
三ノ三四ノ一二

古典文庫

電話(九一〇)二七一七
振替口座東京九・一四五九七番

目次

一、凡例	三
二、解説	五
三、新勅撰和歌集（永青文庫蔵本）	三一
四、初句索引	二八九

凡 例

一、永青文庫蔵伝藤原定家筆『新勅撰和歌集』を忠実に翻刻した。

二、漢字・仮名の別、仮名遣い・送り仮名等はすべて底本のままとしたが、漢字の字体はおおむね通行字体に従った。なお通読の便宜を考え、序文のみは読点を施した。

三、底本の補入・削改・見せ消ち等については、次の処置をとった。

(1) 補入記号「。」をもつ傍注は、それぞれ当該箇所へ補って示し、その補入された文字の傍に「。」の符号をつけた。また補入記号はもたないが補入と考えられる傍注は、それぞれ当該箇所へ補って示し、その補入された文字の傍に「＊」の符号をつけた。

(2) 行間に細字をもって補入形式で示されている和歌・詞書は、その旨その箇所に注記した。

(3) 削改およびなぞり改めの文字は、△、▽の符号をつけて示したほか、傍に「・」の符号をつけて適宜注記した。

(4) 見せ消ちは適宜注記して示した。

四、新たに歌頭に排列順序を示す番号を付し、初句索引の検索に便ならしめた。

五、初句索引は歴史的仮名遣いにより配列した。

六、本書が成るに当って、翻刻をお許しいただいた永青文庫顧問細川護貞氏、同理事長緒方信一氏、調査に御配慮くださった宮内庁書陵部関係者各位に対して、深謝申しあげる。

昭和五十六年一月十一日

荒 木 尚

解

說

『新勅撰和歌集』解説

荒木 尚

一

永青文庫に蔵せられる伝藤原定家自筆本。二重箱入り。外装は桐箱。その表に、

別ニ波々伯部兵庫一札添

定家卿自筆新勅撰集 二冊

逍遙院実隆公御添状

但上包紙

此内ニ入

幽斎様御筆御判有り

と記す。内箱は黒塗菊花蒔絵。華唐草文金欄の帙入り。書型は縦二四・五糎、横一四・四糎の列帖装二帖。金茶地に華唐草菱繋ぎ文様緞子の表紙で、左肩題簽に外題「新勅撰和歌集上(下)」とあり、内題は「新勅撰和歌集」。見返しは共紙、斐

楮まじり厚手の料紙を用い、上下帖ともに首尾各一丁の遊紙がある。墨付は上帖一二七丁、下帖一三九丁。一面七行、一首一行書き、詞書はば三字下げ。

本書には、外箱に認められるように三種の添状を有するが、その内容は次に示すごとくである。

I

1 上包紙（表）

新勅撰集 京極黄門筆并
逍遙院殿御書

（裏） 文禄二年仲冬下旬感得訖

玄 旨（花押）

2 包紙

徳溪軒

聴 雪

3 添状

新勅撰集上下加一見候撰者自筆無疑絶代之靈霞候何物如之乎触愚眼
候条尤為幸候真欠無双之珍奇候能、可被秘蔵候也 敬白

正月廿九日

堯 空

徳溪軒

II

1 上包紙

幽斎様御筆

新勅撰集添

2書状 定家自筆新勅撰集上下計從慈照院殿様妙善院殿様へ御手續之御本候

依申懇望親に候者被下致所持儀無其隱候雖然有子細進置候相構不可
遣他所候恐く敬白

十二月廿五日

元教（花押）

徳溪軒 侍者御中

III

1上包紙 波々伯部兵庫一札

2内容

波々伯部兵庫助

徳溪軒

元教

侍者御中

△注▽慈照院―足利義政（一四三六―一四九〇）。妙善院―日野富子（一四四〇―一四九六）義政室。波々伯部兵庫元教―細川家の被官であらう。「大徳寺文書」中にその名が見え、『読史備考』には「細川家、波々伯部兵庫頭、大永頃」とあ

る。徳溪軒については不明。

堯空（実隆）・元教の書状および上包紙の添書（Iの1。幽斎）はともに自筆と認められるが、包紙との関係は必ずしも相応していない。所伝の過程で乱れたものと思われるが、いまは現状に即して掲出しておく。

これらはいずれも永青文庫本が藤原定家の自筆であることを証するものであるが、その書風は確かに定家の筆致に酷似しており、書写年代も大体鎌倉時代と認めてよいように思われる。

ところで永青文庫本と想定される『新勅撰和歌集』については、まだ他にも所伝がある。参考までに管見に入っただけのものを示せば次のとおりである。

(1) 老人雑話云、堺の町人の持し定家卿自筆の新勅撰幽斎君金十錠に御求被成候而一ニ白銀一ニ其時第一之買主也御所持被成候、後ニ烏丸蘭台へ所遣候由也（永青文庫蔵「藤孝公御家譜」附録全）

(2) 一寿命院へ冷泉殿可被行之由有之間罷向、二十疋被遣了、先与右衛門尉所へ立寄了、改衣裳了、

一細川幽齋へ同道了罷向了、定家卿新勅撰集上下見之、次酒有之、由己同被行了、
了、
（「言経卿記」文禄三年四月十二日の条）

(3) 四月廿日（筆者注、文禄三年カ）、定家卿の自筆新勅撰集もとめえたる竟宴に和歌会興行し侍けるに、披書知昔

雲の上の月にましりてえらひ置しことのはみする筆の跡哉
もしほ草かく跡したふ心のみむかしにかへる和歌のうらなみ

新勅撰竟宴三首の中に、社頭祝

あふひ草かけて思へはそのかみにこれも二はの松の尾の山

祝

ねかはくは家につたへんあつさ弓もとたつはかり道をたゝして
ちりうせぬ人の心の種よりやうへをく宿の松のことのは

（「衆妙集」——『私家集大成』本による——）

(4) 慶長三戊戌年八月四日

吉田に閑居を嬉しく思ひ侍てまかれれば、いかにもぼちゃ／＼とあひしらはれ

しなり、さすが又慰懃也、妙也、道者とみえたり（中略）
一新勅撰定家自筆本所持いたすなり、やがて見せ申すべし

（「耳底記」）

(5) 御遺物

殿様へ注V

一新勅撰 定家ノ御筆

（九大細川文庫「藤孝事記」。「御遺物」の項より抄出）

これらの諸資料によって、永青文庫本と思われる『新勅撰和歌集』の伝来に関して、おおよそのところを辿ることができる。撰者定家の自筆本として伝襲されてきた本書の所伝を認めるならば、その存在価値は重要といえべく、改めてその本文を検討してみる必要があるろう。以下心づいた点を略述しておきたい。

二

永青文庫本は樋口芳麻呂氏の伝本研究（岩波文庫『新勅撰和歌集』解題参照）によつて、第三類本として比定された唯一の伝本である。分類の根拠とされたのは、

精撰本および除棄歌を含む精撰過程の本を四類に類別したなかで、除棄歌を含まないものの、排列位置を移動させた重出歌を有する固有の伝本として認定されたことによる。尤も他に、高松宮家蔵「二十一代集」（正保く承応写）のうちの「新勅撰和歌集」が注意されなければならない。高松宮本はその書体・漢字仮名の別・字配り・一面の行数・見せ消ち等とはもとのこと、筆致やなぞり書きの字面に至るまでを永青文庫本とほぼ一致させており、永青文庫本を微細な点まで入念謹直に写したものと考えられるが、この伝本については後でふれることにしたい。

永青文庫本は、樋口芳麻呂氏が「精撰本とはいえない」（前掲出解題）と述べられるように、精撰過程の一伝本と目される。以下その具体的な様態について主なものを挙げると、次のごとくである。

（一）穂久邇文庫本（伝為家筆、定家識語本。日本古典文学影印叢刊13に複製。岩波文庫『新勅撰和歌集』に翻刻）に認められる定家の加筆訂正によって明らかになった最終的本文形態以前の本文を有している。（一）内は穂久邇文庫本。

五八 この道ならむ（このみのならむ）

二七三 秋の夜を（あきの野を）

二四〇 われをまつらむ（われをたつぬる）

（脱落・未精撰と想定される箇所が多く認められる。）

1、「雲やたつ」（七一歌）の作者名を詞書の位置に「皇太后宮（大夫）」と書き、削除した痕跡が認められる。このような文字の削除・削改のあとは比較的多く認められる（翻刻参照）。

2、「のとかなる」（二一九周防内侍の歌）の次の歌「浪風も」を書き落として、五首あとに書き、「可在周防内侍下本院侍従上」と勘注を加え、一一九のあとに小字で補い、排列位置を符号で示している。草案の改訂が書き落しか明確にしがないが、精撰本とはいいいがたい。

3、「秋の夜人／＼もろともにおきゐてものかたりし侍けるに 右。門督衛為家」として、「かたをかのもりの……」（二九六）と続き、京極前関白家肥後の「あきの夜をあかしかねてはあかつきのつゆとをきゐてぬるゝそて哉」（穂久邇文